

布製マスクの一住所当たり2枚の配布について

令和2年4月16日

民生課

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、一住所当たり2枚の布製マスクを配布することとなっており、厚生労働省から下記のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、配布は厚生労働省が行うものであり、村に対するお問合せは御遠慮願います。

記

1 布製マスクの全戸配布の概要

(1) 布製マスクの全戸配布について

日本郵便の全住所配布のシステムを活用し、布製マスクを一住所当たり2枚ずつ配布するものです。

布製マスクの全戸配布については、

- ①せきやくしゃみなどの飛散を防ぐ効果があることや、手指を口や鼻に触れるのを防ぐことから、感染拡大を防止する効果
- ②マスクの着用により、喉・鼻などの呼吸器を湿潤させることで風邪等に罹患しにくくなる効果
- ③洗濯することで繰り返し利用することができるため、店頭でマスクが手に入らないことに対する国民の皆様の不安の解消や、増加しているマスク需要の抑制により、医療機関や高齢者施設などマスクの着用が不可欠な方々にしっかり必要な量を届けるという効果があると期待されています。

(2) 配布内容

- ①布製マスク（ガーゼマスク）2枚（個包装）
- ②お知らせ文1枚（A4サイズを半分に折ったA5サイズ）

※上記セットを透明の袋で包み配布します。

(3) 配布対象・配布時期

メーカー等から布製マスクを確保次第、日本郵便の全住所配布のシステムを活用して、配布することとしており、4月12日（日）の週の後半以降、感染者数が多い都道府県から順次、配送を開始する予定です。

今後、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関するホームページ上で、都道府県別の配送状況や配送スケジュールが分かる情報を発信していく予定です。

(4) 未配達分への対応

日本郵便の配達箇所に登録されていないこと等により、布製マスクが配達されない場合には、お申込みにより未配達分を配達する仕組みを検討しています。

具体的には、厚生労働省ホームページからアクセスできる専用ページで未配達分の配布のお申込みを受け付け、速やかに配送する予定です。

未配達分の配送申込みは、5月中旬以降、お住まいの都道府県の全域が配達を完了した都道府県から順次、始めます。

お住まいの都道府県の全域が配達を完了しているかどうかについては、(3)で記載した厚生労働省のホームページからアクセスできる専用ページで確認できるようにする予定です。

なお、インターネットを使えないなど専用ページでの申込みが困難な方等は、3に記載の電話相談窓口でも申込みを受け付けます。

(5) 二世帯同居などへの追加配布

まずは全住所2枚の配布を優先して取り組むこととしており、全住所への配布が5月下旬までかかる見込みです。

また、布製マスクの全住所への配布とは別に、介護施設等の職員や利用者には、3月以降、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の児童生徒や教職員には4月以降、順次、布製マスクを配布しており、これらのマスクも御活用願います。

その上でなおマスクが不足する二世帯同居の方などのため、5月中旬頃以降に追加配布の申込みを始めることも検討しています。詳細については、追ってお知らせします。

2 布マスクの全戸配布に関するQ & A

布マスクの全戸配布に関するQ & Aにつきましては、①QRコードまたは②厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関するホームページからアクセスできるページに掲載していますので、お知らせいたします。

○「布マスクの全戸配布に関するQ & A」（厚生労働省のホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/cloth_mask_qa_.html

3 相談窓口の設置について

(1) 相談内容

布製マスクの全戸配布に関する問い合わせについては、まずは2に記載の「布マスクの全戸配布に関するQ & Aをご参照頂き、当該Q & Aでも回答が得られない場合には以下の相談窓口まで御相談下さい。

(2) 問い合わせ先

布製マスクの全戸配布に関する電話相談窓口

0120-551-299

(3) 設置日・相談受付時間

設置日 令和2年4月8日（水）

相談受付時間 午前9時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日も対応）